

新型コロナウイルス感染症の医療等に従事する職員に係る一時金に関する特例を定める細則

令和2年度九大就規第30号
制定：令和3年2月26日

(目的)

第1条 この細則は、九州大学病院（別府病院を含む。以下「病院」という。）において、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）と診断された患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の診療、看護及び検査等の業務並びに院内感染・クラスター発生防止等の業務（以下「支給対象業務」という。）に従事する職員について、一時金を支給するための特例を定めるものとする。

(一時金の名称)

第2条 前条の一時金の名称は、特例一時金（新型コロナウイルス感染症対応）とする。

(支給の対象)

第3条 特例一時金（新型コロナウイルス感染症対応）は、別に定める基準日に本学に在職する次の各号に掲げる職員が、別に定める期間に、病院において支給対象業務に従事した場合に支給する。

- (1) 国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号）の適用を受ける者
- (2) 国立大学法人九州大学再雇用職員給与規程（平成16年度九大就規第15号）の適用を受ける者
- (3) 国立大学法人九州大学有期契約職員給与規程（平成16年度九大就規第16号）の適用を受ける者
- (4) 国立大学法人九州大学パートタイム職員給与規程（平成16年度九大就規第17号）の適用を受ける者
- (5) 国立大学法人九州大学教員（年俸制）給与規程（平成23年度九大就規第6号）の適用を受ける者
- (6) 国立大学法人九州大学特定プロジェクト教員等給与規程（平成27年度九大就規第7号）の適用を受ける者
- (7) 国立大学法人九州大学職域限定職員給与規程（平成29年度九大就規第31号）の適用を受ける者

(支給額)

第4条 特例一時金（新型コロナウイルス感染症対応）の支給額は、職員1人につき5万円とする。

(支給)

第5条 特例一時金（新型コロナウイルス感染症対応）は、第3条の各規程で定める支給日に支給する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、特例一時金（新型コロナウイルス感染症対応）の支給に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この細則は、令和3年3月1日から施行する。